

大磯町部設置条例の一部を改正する条例

大磯町部設置条例（平成24年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「町民福祉部」を「町民福祉部
こども部」に改める。

第2条の表中

「(7) 子育て支援に関すること。

(8) 保健及び予防に関すること。

(9) 健康増進及びスポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）」
を

「(7) 保健及び予防に関すること。

(8) 健康増進及びスポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）

こども部

(1) 子育て支援に関すること。

(2) 青少年健全育成に関すること。」

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年11月28日提出

大磯町長 池田 東一郎